

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成25年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	建設業金融円滑化基金 （地域建設業経営強化融資制度事業）
法人名	（一財）建設業振興基金
基金額（国庫補助金等相当額）	934百万円（934百万円）（平成25年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	・中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、公共工事等の発注者に対して有する工事請負代金債権を担保として、元請建設企業が事業協同組合等の融資事業者から融資を受ける場合に、金利負担軽減のための助成及び出来高査定経費等の事務経費助成の実施

2. 見直し結果（平成25年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	
基金事業を終了する時期	○ 平成26年度末まで
次回の見直し時期	○ 平成26年度に実施する。
基金事業の目標	○ 建設業者への資金供給の円滑化を図る。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 0.85
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合 $= \text{H24年度末の基金額} \div (\text{事業費（H25年度見込み額）} + \text{事業費（平成26年度見込み額）})$ $= 9.34 \text{ 億円} \div ((4.51 \text{ 億円}) + (6.49 \text{ 億円})) = 0.85$ （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成24年度末の基金額：9.34億円 平成25年度の事業費：4.51億円 平成26年度の事業費：6.49億円 管理費：0億円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 【有の場合】該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）
その他	

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。